

第一号の四様式(第二条関係)

市町村民税 道府県民税										納税通知書(分離課税に係る所得割分)									
第 号		納 税 者		氏 名		殿													
令和 年				住 所															
普 通 税		市 町 村 民 税 道 府 県 民 税		百		十		万		千		百		十		円			
上 記 の 明 細																			
区 分		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額 ①		既に徴収されたまたは徴収されるべき額②		不足税額 ①－②											
市 町 村 民 税																			
道 府 県 民 税																			
計																			
延 滞 金		地方税法第328条の5第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年 ^{じゅん} の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。																	
納 期 限																			
納 付 場 所																			
上記のとおり納めて下さい。 令和 年 月 日 市町村長 氏 名 印																			
注意 裏面をよくお読み下さい。																			

- 備考 1 この通知書は、法第328条の13第1項の規定による普通徴収について使用すること。
- 2 市町村は、この納税通知書の裏面に、分離課税に係る所得割の賦課の根拠となった法律および条例の規定、分離課税に係る所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置ならびにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記のとおり納めて下さい。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期限にかかわらず、令和 年 月 日までに納めて下さい。」と記載すること。